平成19年第1回

名寄市議会臨時会会議録目次

第 1 号 (2 月 2 日)

1.	議事日程	• 1
1.	本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 1
1.	出席議員	· 1
1.	欠席議員	• 2
1.	事務局出席職員	• 2
1.	説明員	• 2
1.	開会宣告・開議宣告	. 3
1.	日程第1.会議録署名議員指名	. 3
1.	日程第2.会期の決定(1日間)	. 3
1.	日程第3.平成18年第3定付託議案第5号 名寄市営プール条例の一部改正につ	
	<i>(</i> 17 ······	• 3
	○総務文教常任副委員長報告(野本征清副委員長)	
	○原案可決 ·····	
	休憩宣告	
1.	再開宣告	• 4
1.	日程第4. 議案第1号 名寄市地域包括支援センター条例の制定について	• 4
(○提案理由説明(島市長) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• 4
)質疑(斉藤 晃議員)	
(○原案可決 ·····	• 7
1.	日程第5. 議案第2号 名寄市在宅老人デイサービスセンター条例の一部改正につ	
	\(\frac{1}{2}\)	•
	○提案理由説明(島市長) ····································	
	○原案可決	
	日程第6. 議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正について	
	○提案理由説明(島市長) ····································	
(○原案可決	. 8
1.	日程第7. 議案第4号 名寄市母子里地区共同牧場条例の制定について	. 8
	○提案理由説明(島市長) ····································	
(○質疑(木戸口 真議員)	. 9
(○原案可決	0
1.	日程第8. 議案第5号 名寄市総合計画の基本構想を定めることについて	0
(○提案理由説明(島市長)	0

(○補足説明(マ	T王総務部長) ····	 	 1 1
(○質疑(宮田	久議員)	 	 1 3
(○質疑(佐藤	靖議員)	 	 1 7
(○質疑(小野∜	一知議員)	 	 1 9
		· · · · · ·		
(○質疑(佐藤	勝議員)	 	 2 6
(○原案可決 …		 	 3 0
1.	閉会宣告 …	•••••	 	 3 0
1.	議決結果表・	•••••	 	 3 3

平成19年第1回名寄市議会臨時会会議録開会 平成19年2月2日(金曜日)午前10時00分

1. 議事日	3程								
日程第1 会議録署名議員指名			出席	5議員(32	2名)				
日程第2	会期の決定	議	長	33番	田	中	之	繁	議員
日程第3	平成18年第3定付託議案第5号 名			1番	宮	田		久	議員
	寄市営プール条例の一部改正について			2番	佐	藤		靖	議員
	(総務文教常任委員会報告)			3番	竹	中	憲	之	議員
日程第4	議案第1号 名寄市地域包括支援セン			4番	岩	木	正	文	議員
	ター条例の制定について			5番	駒	津	喜	_	議員
日程第5	議案第2号 名寄市在宅老人デイサー			6番	山	П	祐	司	議員
	ビスセンター条例の一部改正について			7番	日根	!野	正	敏	議員
日程第6	議案第3号 名寄市介護保険条例の一			8番	林		寿	和	議員
	部改正について			9番	木 戸	ΪП		真	議員
日程第7	議案第4号 名寄市母子里地区共同牧			10番	植	松	正	_	議員
	場条例の制定について			11番	高	橋	伸	典	議員
日程第8	議案第5号 名寄市総合計画の基本構			12番	猿	谷	繁	明	議員
	想を定めることについて			13番	黒	井		徹	議員
				14番	渡	辺	宏	治	議員
1. 本日の	D会議に付した事件			15番	田	中	好	望	議員
日程第1	会議録署名議員指名			16番	野	本	征	清	議員
日程第2	会期の決定			17番	佐	藤		勝	議員
日程第3	平成18年第3定付託議案第5号 名			18番	谷	内		司	議員
	寄市営プール条例の一部改正について			21番	渡	辺	正	尚	議員
	(総務文教常任委員会報告)			23番	東		千	春	議員
日程第4	議案第1号 名寄市地域包括支援セン			24番	宗	片	浩	子	議員
	ター条例の制定について			25番	野々	村		勝	議員
日程第5	議案第2号 名寄市在宅老人デイサー			26番	中	野	秀	敏	議員
	ビスセンター条例の一部改正について			28番	村	端	利	克	議員
日程第6	議案第3号 名寄市介護保険条例の一			29番	JII	村	正	彦	議員
	部改正について			30番	福	光	哲	夫	議員
日程第7	議案第4号 名寄市母子里地区共同牧			3 1番	斉	藤		晃	議員
	場条例の制定について			32番	武	田	利	昭	議員
日程第8	議案第5号 名寄市総合計画の基本構			3 4番	三	宅	幹	夫	議員
	想を定めることについて			35番	小 野	;寺	_	知	議員

1. 欠席議員(3名)

 副議長
 19番
 堀
 江
 英
 一
 議員

 20番
 熊
 谷
 吉
 正
 議員

 22番
 栗
 栖
 賢
 一
 議員

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 伊 藤 矩 康 書 記 間 所 勝 書 記 保 久 敏 書 記 佐 藤 葉 子 書 記 熊 谷 あけみ

1. 説明員

多慶志君 市 長 島 助役 今 文 君 尚 助 役 小 勝 治君 室 総務部長 石 王 和 行 君 生活福祉部長 豊君 山 内 経 済 部 長 手 間 本 剛君 建設水道部長 松 尾 薫 君 福祉事務所長 中 西 薫 君 上下水道室長 関 下 富士夫君 教 育 長 藤 原 忠君 教 育 部 長 今 裕君 市立総合病院 佐 藤 健 一 君 事 務 部 長 市立大学 尾 裕 二君 事 務 局 長 監査委員 悦 君 森 山 良

〇議長(田中之繁議員) おはようございます。 ただいまより平成19年第1回名寄市議会臨時会 を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(田中之繁議員) 日程第1 会議録署名 議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

3番 竹 中 憲 之 議員 4番 岩 木 正 文 議員 を指名いたします。

○議長(田中之繁議員) 日程第2 会期の決定 について、お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと 思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。 よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定 いたしました。

〇議長(田中之繁議員) 日程第3 平成18年 第3定付託議案第5号 名寄市営プール条例の一 部改正についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結 果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、野本征清副委員長。

〇総務文教常任副委員長(野本征清議員) おは ようございます。議長から御指名いただきました ので、平成18年第3回定例会におきまして当委 員会に付託されました付託議案第5号 名寄市営 プール条例の一部改正について、委員会における 審査の経過並びに結果を御報告を申し上げます。

委員会は、平成18年12月18日に開催いた しまして、教育長初め担当職員の出席を願い、慎 重に審査を行ったところであります。

本条例の改正内容は、昭和42年に開設いたし

ました西水泳プールの用途を廃止し、新たに建設 されます南プールの利用期間及び利用時間の定め、 休館日を他のプールと重ならないよう金曜日の午 前中に設定しようとするものであります。

委員から出されました南水泳プールにかかわっての主な質疑では、まず利用期間が5月15日から10月30日までとなっているが、5月ないし10月となると、外が寒い季節でもあり、採暖室が設けられてはいるが、風邪対策も含め、頭を乾かすドライヤーを設置するなどの考えはどうか。これに対しましては、採暖室を利用することにより、ある程度の暖をとれることから、利用者のニーズを把握し、将来的にはヘアドライヤーの設置も考えていきたい。

また、泳ぐコースと健康のためにプールの中を歩く等をどう区分するかの問いに対しましては、B&Gプールのようにコースロープですみ分けをし、6コースあるうち1コースになるか、2コースになるか実態を見ながら対応したいということであります。

また、車いすの利用者に対する介護体制を含め、職員体制をどのように考えているか。また、入り口のブザーは設置されているのか。これに対しましては、施設に車いすを用意し、乗りかえていただき、プールまで行けるようにと考えている。その際、管理人が対応することも含め、水泳協会のパトロールの方々とも不便がないよう協議をしていきたい。また、ブザーの設置はしていないが、管理人の配置の中で対応していきたいということでありました。

また、衛生面では、アトピーも含め、子供たちの肌への影響に対する対応をどのように考えているか。これに対しましては、塩素の水質基準項目があり、その範囲内で塩素を注入し、消毒を行っている。水質は、常時コンピューターによる検査と、あわせて管理人が1日に数回検査するなど安全性を第一にしていきたい。

次に、高齢化の中、介護予防などの関係で、さ

まざまな形でプールの利用が出てくると思うが、 どのように対応していくか。これに対しましては、 学校プールとして利用する以外は、そういうこと に対する時間もつくれると思う。専門機関また水 泳協会とも十分協議し、多目的に使えるよう考え ていきたいなど質疑が交わされたところでありま す。

さらに、名寄市営プール条例による指定管理者 による管理が行われることから、教育委員会とし て市営の概念をどうとらえているかに対しまして は、市が経営するという押さえ方をしている。市 営なのか、市民なのか考えの分かれるところでも あり、指定管理者の導入により市営で誤解を招く ということであれば、今後適切な名前に変えてい くことで議論をしていかなければならないという 答弁がございました。

種々議論の結果、当委員会といたしましては、 全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し たところであります。

以上申し上げまして、当委員会の審査の経過と 結果の報告といたします。どうぞよろしくお願い 申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 質疑なしと認めます。 お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり 決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。 よって、平成18年第3定付託議案第5号は委 員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時08分

○議長(田中之繁議員) 再開いたします。

日程第4 議案第1号 名寄市地域包括支援センター条例の制定についてを議題といたします。 提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) おはようございます。 議案第1号 名寄市地域包括支援センター条例の 制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成18年4月から介護保険制度が改正されたことに伴い、介護予防などを実施する中枢機関として、名寄市地域包括支援センターを設置しようとするものであります。

同センターの主な業務内容につきましては、要 支援状態または要介護状態になることを防止する ため、高齢者を対象にさまざまな介護予防メニュ ーを実施しようとするものであります。

同センターの運営につきましては市の直営とし、 名寄庁舎にメインセンターを、風連庁舎にサブセンターを置いて、平成19年4月から開始しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

斉藤晃議員。

○31番(斉藤 晃議員) ただいま提案されました名寄市地域包括支援センターの設置についてでありますけれども、ただいま市長から説明がありましたように、昨年4月の介護保険法の改正によりまして、当該市町村に義務づけられた施設でございます。それが名寄市は1年おくれで設置をすると、こういうことになるわけであります。

そこで、お尋ねするわけでありますけれども、特に今回の設置につきましては、施設介護と申しますか、そういうふうな介護度をふやさない、抑える、そういう面で予防を重視をすると、こういうところから、こういうセンターを持つようにと、こういうことになったわけであります。同時に、従来の要支援、介護1から5まで、この区分けも

一定改正されてきたわけでありまして、場合によっては従来受けていた認定者が基準が下がることによって受けられないと、こういうような可能性のこともあるということで、今全国的にはいろいろな課題が出ておりまして、それらへの対応が求められているところであります。

そういう点では、まず名寄市として従来の要支援、それが新制度ではどういうふうに変更していくというふうに見ているのか、同時に介護度1がそれぞれ要支援、そして介護1と、こういうふうに変更になるわけでありますから、その数についてお知らせいただきたいと思います。

同時に、それらの人たちが従来のサービスが受けられなくなると、こういうことになろうかと思いますけれども、それらについての対応、どういうふうに関係者に理解を求めていく取り組みをしているのかお知らせをいただきたいと思います。

さらにまた、介護を予防していくと、そういう 大きな役割を果たすセンターとして、メイン、サ ブセンターをそれぞれ名寄、風連庁舎内に置くと、 こういうふうなことでございますけれども、それ ら介護予防を推進していく具体的なメニューはど ういうふうになっているのか。先ほどの説明では、 一定の職員も置くということでありますけれども、 具体的な内容もこの際お知らせをいただきたいと 思います。

〇議長(田中之繁議員) 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長(中西 薫君) 地域包括支援センターについて何点か御質問がございましたけれども、地域包括支援センターのまず業務につきましては、一つには予防給付と介護予防事業のケアマネジメント業務がございます。これは、内容といたしましては要支援者、特定高齢者の双方を対象にいたしまして、ケアプランの作成、サービス利用の評価を行う事業でございます。二つ目には、総合相談支援業務がございまして、これは個々の高齢者がどのような支援が必要かを把握いたしまして、地域における適切なサービス、関係機関や

制度の利用などにつなげる支援を行ってまいりま す。それから、三つ目には権利擁護業務でござい まして、高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業 ですとか、成年後見制度など権利擁護を目的とす るサービスや制度を活用しながら、高齢者のニー ズに即したサービスや機関につなぎまして、高齢 者の虐待防止や権利擁護を図ってまいるという事 業になります。それから、四つ目が包括的、継続 的ケアマネジメントの支援業務でございまして、 地域包括支援センターのネットワークを活用しな がら、介護支援専門員、主事を初めといたしまし て、地域のさまざまな関係者が連携、協働するこ とで、保健、医療、福祉、その他の生活支援サー ビスなどを含めまして、地域におけるさまざまな 資源を活用して、途切れることない施設対策を通 じた地域における支援をしてまいる、このような 任務を持っております。

御指摘がございましたように、従前の要介護1の方々につきましては、要支援2と要介護1に分かれてくることになっております。議員の御指摘がありましたように、要支援と要介護では月の利用限度額に大きな開きがございます。ちなみに、圧倒的な差だというふうに私も認識をしておりまして、要支援2におきましては一月の利用限度額が10万4,000円、それから要介護1につきましてはちよっと今手元に資料がありませんのでおります。ということで、そこで要支援と判定された者につきましては介護施設の入所ができない。それから、いろいろなサービスにつきましても、車いすの利用ですとか、そういった面で差が出てくるというふうに思っております。

それから、これからどうしていくのかという部分になってまいりますけれども、地域包括支援センターを、この条例を認めていただきました以降につきましては、市民の皆様にパンフレット等を通じまして、どのような業務内容を行っていくかということにつきましてお知らせをしてまいりた

いというふうに考えております。

メインセンターとサブセンターでございますけれども、事業の内容としてはそれほど変わらないというふうに考えております。現実的には、先ほどの3職種の方々を配置していくことになっておりますけれども、介護予防事業につきましてはそのうちの4名を充てたい。それから、包括的支援事業につきましては8名でとり行って、合計12名で運営をしていきたいというふうに考えております。

それから、19年度におきます経過的要介護とか要支援につきましては、包括的支援事業の中でそれぞれケアプランを作成していくことになってまいります。こちらの部分につきましては、全体的に200ケースを平成19年度については地域包括支援センターで取り扱っていくものというふうに考えております。以上でございます。

平成19年度におきます要支援、要介護認定の推計でございますけれども、旧の要支援1につきましては309件、それから旧の要介護1で新しく要支援2となる部分につきましては286件、旧の要介護1で今度の新制度でも要介護1となる者につきましては171件、要介護2につきましては206、要介護3につきましては169、要介護4につきましては139、要介護5につきましては146、合計の認定予定者につきましては1,426と推計しているところでございます。

〇議長(田中之繁議員) 斉藤議員。

○31番(斉藤 晃議員) 今説明ありましたように、従来要介護1だった人が従来の要支援、1、2に分けられると、こういうふうなことでありまして、ただいまの説明では171人になると、今要介護1が。要支援2が286人と、こういうふうなことでありますから、要介護1だった人が要支援2になる人がおおむね170人ほどになるわけでありまして、そういう人たちが今の説明のように場合によっては介護施設に入所できないだとか、あるいは医療費の限度額に差が生じまして、

その分従来受けていた給付が受けられない、そういうことが起きる可能性があるわけでありまして、その点これらの推計の中で見ている人たちや医療費の限度額の差あるいは介護施設などの問題についてどういうふうに押さえておられるのか。従来と大きな差があって、介護保険も払っていたのに、こんなに変わるのかと、こういうふうなことがあっては、認定者の皆さん方にとっては、また家族にとっても大変なことでありますので、その点どういうふうに押さえているのかお知らせいただきたいと思います。

さらに、それぞれセンターがありまして、介護 予防に力点を置くと、こういうふうなことが言わ れているわけでありまして、過般論議の中で出て きておりましたのが、名寄市の場合は元気が出る 活動といいますか、こういうふうな事業を推進を しておって、それに準じた形の事業を推進をして いくと、こういうような言い方はあったわけであ りますけれども、今回包括支援センターの中に、 特に介護予防について力点を置いていくと、こう いう説明でありますから、もう少し詳しく具体的 にどういうふうなことを進めていこうとしている のか。それが着実に行われることによって、抜か りなく要介護になっていかないことが、歯どめを かけることができるのだというふうになるのか。 その点介護2、3、4と重くなっていくよりは、 ならないのが一番いいわけですから、その点では どういうような思いを受けとめて、住民の皆さん 方の予防に力点を置いていくのか、そういう具体 的な内容などもこの際お知らせいただきたいと思 います。

〇議長(田中之繁議員) 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長(中西 薫君) 今の議員の御指摘のありましたように、御意見にもありますとおり、新しい介護保険制度の中では予防の方に力点を置いてまいることになっております。それで、従前要介護から新しい制度では要支援等々と軽い方の判定が出た方につきましては、御指摘のとお

り月に受けられる介護保険の給付の額が限定され てまいることになっております。現実的には、新 しい介護保険制度の目的といたしましては、介護 が重たくなるというか、重篤化していくことにつ いて防ぐ、そういうことでもございます。

それから、新しい介護保険制度のもう一つの目的が介護予防に努めるということでございまして、メニューにございます、御質問にございました介護予防事業につきましては、名寄市は元気会というものを先進的に取り組んでおりまして、市内の4地区につきましては既に一定程度の組織化ができたものと思っております。今年度からは風連地区の方にも拡大をいたしまして、この元気会予防を通じて介護の状態に陥らない方々にしていこうというふうに考えているところでございます。介護予防事業の中身といたしましては、ほかに口腔ケアですとか、訪問等を行いまして高齢者の健康状態の把握に努めるというような事業も行ってまいりたいというふうに考えております。

〇議長(田中之繁議員) 斉藤議員。

○31番(斉藤 晃議員) 確かにそういうふう な要介護1から要支援2に移った人たちがおおむ ね270名ほどですか、これで見ますと286名 ですけれども、要支援1を差し引きますと、大体270名ぐらいが要介護1から要支援というふう に移っていくわけでありまして、そういう点では十分従来の受けていた支援を変更するという面では理解を求める、そういうふうな取り組みをお願いしておきたいと思います。

同時に、予防医療を積極的に進めていく上では、 前段に答弁ありましたように、支援専門員の皆さ んや関係者との協力を進めていくと、こういうふ うなことでありますから、元気会を伺っておりま しても一定の人の支援、協力を得ながらやってい るということでありまして、しかしなかなか限定 されているようでありましたので、もっともっと 広範な、特にこれからの一定の65歳前後あるい はそういう人たちをも対象にした取り組みという のを求められるなと、こういうふうに考えておりますので、この制度は国が決めたものですから、そういう面では差を持ち込む、そういう危険な内容があると同時に、地域が一体となって予防活動に取り組んで、要介護者をふやしていかないという一助にもなろうかと思うものですから、担当者の積極的な取り組みを求めて終わりたいと思います。

 O議長(田中之繁議員)
 ほかに質疑はございま

 せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 以上で質疑を終結いた します。

お諮りいたします。本件については、委員会付 託を省略し、直ちに採決することに御異議ござい ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異 議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。 よって、議案第1号は原案のとおり可決されま した。

〇議長(田中之繁議員) 日程第5 議案第2号 名寄市在宅老人デイサービスセンター条例の一部 改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 **多慶志君**) 議案第2号 名寄市在 宅老人デイサービスセンター条例の一部改正につ いて、提案の理由を申し上げます。

本件は、介護保険制度の改正に伴い、名寄市在 宅老人デイサービスセンター条例第4条におきま して、通所介護及び介護予防通所介護のサービス に改正しようとするものであります。 よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 質疑なしと認めます。 お諮りいたします。本件については、委員会付 託を省略し、直ちに採決することに御異議ござい ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異 議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。 よって、議案第2号は原案のとおり可決されま した。

○議長(田中之繁議員) 日程第6 議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正についてを議題と いたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

〇市長(島 多慶志君) 議案第3号 名寄市介 護保険条例の一部改正について、提案の理由を申 し上げます。

本件は、第3期介護事業計画の介護保険料におきまして、平成18年度は合併前の両市町の保険料と規定しておりましたが、平成19年度からの保険料は名寄市保健医療福祉推進協議会におきまして提案の料金に統一していくことで御承認をいただきましたので、その改定をしようとするものであります。また、介護保険法の改正に伴い、介護予防に関するサービスなどを関連規定に追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 質疑なしと認めます。 お諮りいたします。本件については、委員会付 託を省略し、直ちに採決することに御異議ござい ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異 議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。 よって、議案第3号は原案のとおり可決されま した。

〇議長(田中之繁議員) 日程第7 議案第4号 名寄市母子里地区共同牧場条例の制定についてを 議題といたします。

提出者の説明を求めます。

〇市長(島 多慶志君) 議案第4号 名寄市母 子里地区共同牧場条例の制定について、提案の理 由を申し上げます。

本件は、指定管理者にゆだねる管理の基準及び 業務の具体的範囲と、また指定期間や利用料金の 収受その他必要な事項を定める名寄市母子里地区 共同牧場条例を制定し、平成19年4月から指定 管理者制度導入に向け、指定管理者の選定、議会 の議決等といった手続を鋭意進めようとしている ものであります。本市は、名寄市母子里地区共同 牧場の雇用、管理に関する業務及び草地管理に関 する業務についてそれぞれ委託をしておりますが、 指定管理者制度を活用することにより個別の委託 業務の一本化による業務の効率化と同牧場のより 適正な管理運営を図ることができます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

木戸口真議員。

○9番(木戸口 真議員) ただいま母子里牧場の指定管理者制度に伴う条例の制定ということで提案されたわけですけれども、母子里牧場も受益者、農協、また行政と3者で運営委員会を長きにわたり開いておったわけですけれども、今回の指定管理者制度によって方向性が変わるということなのですけれども、受益者等ともちろん話し合いはされたかと思うのですけれども、まずそういった経過。そして、今回料金は従来どおり据え置くということなのですけれども、その経過と今後どのような展開を。指定管理者制度2年と聞いているのですけれども、そんな経過と今後についてまずお聞きしたいと思います。

〇議長(田中之繁議員) 手間本経済部長。

○経済部長(手間本 剛君) ちょっと母子里牧場についての経過についてお話をさせていただきたいと存じますけれども、17年度までにつきましては地区共同牧場運営委員会が管理運営を行ってまいりました。その折には、牧場の使用料あるいは受益者からの受益者負担金で賄い、経済的には自分たちで自立した事業運営をするということで進めてきたところでございます。

翌18年度につきましては自治法の改正がございましたものですから、従来の運営委員会の一括の業務委託ができなくなりました。市直営の運営体制をとることとなりましたものですから、先ほど提案理由にありましたように草地管理につきましてはJAに、雇用管理につきましては酪農振興会にそれぞれ分けて業務委託をお願いしてまいりました。残された分につきましては、市が直営で業務を行ってきたということでございます。

19年度につきましては、管理業務の委託を一本化するということでございまして、利用者やJAと相談をいたしました。業務の実績や体験を踏まえ、管理者制度に業務を委託すべしというふう

な話し合いが調いましたものですから、このたび そういった指定管理の制度にお願いするよう条例 を改正するものでございます。

今後につきましては、先ほどお話ありましたように、料金につきましてはそのまま現有でそれぞれ旧名寄、旧風連というようなことでの料金体系で進んでまいりますけれども、委託につきましては3年ですから、既に1年が済んでおりますものですから、それを合わせるというようなこともねらいとしてありまして、残りの2年をこの牧野も母子里も合わせて2年の委託にさせていただきたい。2年後には、料金も含めて一本化に向けて今後鋭意生産者と利用者等の話し合いをして進めてまいりたいというふうな考え方に立っているわけでございます。

以上、御説明申し上げました。

〇議長(田中之繁議員) 木戸口議員。

○9番(木戸口 真議員) ただいま経済部長の 方からこれまでの経過を説明いただきました。そ れで、2年後には名寄の牧場で一本化できたらと いうお話かと思いますけれども、常に母子里牧場 というのは本当に酪農家8戸の中で、共同の中で 一体となって運営されて、本当に有効利用された 歴史のある施設だと私は考えております。今後統 一するという市の考えももちろんなのですけれど も、十分受益者と話を詰めて、せっかく築き上げ たものを、制度によってはそろえなければならな いという形もわかりますけれども、やはり受益者 が長年守ってきた母子里牧場を大切に、また有効 利用していただくような方向で十分受益者の皆さ んと協議して、一本化できるのだったら一本化し ていただき、また今の形でそれになるのであれば 十分そういった形も視野に入れながら進んでいた だきたいと考えております。

答弁いただきたいと思います。

〇議長(田中之繁議員) 手間本経済部長。

○経済部長(手間本 剛君) 再三にわたり風連

の生産者、酪農振興会の方々ともお話し合いをさ せていただきました。御案内のとおり母子里牧場 につきましては幌加内町に所属する区域でござい ましたけれども、57年に旧風連町の方に所有権 移転の登記は完了させていただいております。そ の前につきましては、ちょっと経過を申し上げま すと、北海道から売り渡し、払い下げを受けまし て、その分につきましては酪農家の名義で一度受 けているというようなことでございます。その後 町の方に名義をかえていると。母子里牧場につき ましては、酪農振興会の方々を中心にしながら、 熱い思いをしながら、草地造成も経過の中で改良 を行ってございますものですから、十分生産者と の話し合いを続けていって、納得いくような合意 のもとで取り進めていきたいというふうな考え方 を持っておりますので、御理解を賜りたいと思っ ております。

○議長(田中之繁議員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 以上で質疑を終結いた します。

お諮りいたします。本件については、委員会付 託を省略し、直ちに採決することに御異議ござい ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。 これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異 議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。 よって、議案第4号は原案のとおり可決されま した。

〇議長(田中之繁議員) 日程第8 議案第5号 名寄市総合計画の基本構想を定めることについて を議題といたします。 提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第5号 名寄市総合計画の基本構想を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成18年3月27日の合併に伴い、 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図 るための基本構想を策定しようとするものであり ます。名寄市総合計画の策定に当たりましては、 合併に当たり、策定されました新市建設計画の基 本方針を踏まえつつ、地域懇談会、市民アンケー ト、各種団体との懇談会等で市民の皆さんからい ただいた御意見を初め市議会議員の皆さんからの 御提言をもとに、名寄市総合計画策定審議会と名 寄市総合計画庁内策定委員会が一体となって同計 画の策定作業を進め、本年1月17日に同審議会 から答申を得て、提案をさせていただくものであ ります。改めて、御意見、御協力をいただきまし た市民の皆さん並びに熱心に御審議を賜りました 同審議会委員の皆さんに心から感謝とお礼を申し 上げます。

同計画の基本構想は、平成19年度から平成2 8年度までの向こう10年間における市民と行政 が協働で取り組むまちづくりの指針を示すもので あり、内容につきましては目標年次における人口 を2万8,000人と想定し、まちづくりを進める に当たって協働、健康、生活、活力、人づくりと いう五つの基本理念を設定し、目指すべき本市の 将来像を自然の恵みが人と地域を育み市民みんな で創る心豊かな北のまち・名寄と定めております。 また、この将来像を実現するため、市民と行政と の協働によるまちづくり、安心して健やかに暮ら せるまちづくり、自然と環境にやさしく快適で安 全なまちづくり、創造力と活力にあふれたまちづ くり、そして心豊かな人と文化を育むまちづくり の五つの基本目標及び施策の柱を定めるとともに、 各分野における現状と課題を掲げ、総合的で計画 的なまちづくりを展開していくこととしておりま

す。

なお、今回提案しております同計画は基本構想、 基本計画及び実施計画で構成されておりますが、 基本構想の部分について、地方自治法第2条第4 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであ ります。

以上、提案の概要について申し上げましたが、 細部につきましては総務部長から説明させますの で、よろしく御審議くださいますようお願い申し 上げます。

○議長(田中之繁議員) 補足説明を石王総務部長。

○総務部長(石王和行君) それでは、私の方から議案第5号につきまして補足説明をさせていただきます。

その前にお配りをさせていただきました資料2について記載に誤りがございました。本日正誤表をお配りさせていただきましたので、おわびをして訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、総合計画の策定の経過について申し上げ ます。昨年7月に庁内策定委員会を発足し、準備 作業を進めるとともに、9月6日に市民公募委員 16名を含む100名の委員と、特別委員として 指導いただく名寄市立大学教員5名で構成する名 寄市総合計画策定審議会を設置し、市長から総合 計画の諮問をさせていただきました。その後合併 に伴い、策定した新市建設計画を基本としながら、 総合計画を考える地域懇談会、市民への御意見ア ンケート、各種団体と市長との懇談会、中間報告 会、ホームページの開設などを行いまして、市民 の意識を踏まえながら、審議会と策定委員会が一 体となって策定作業を進めてまいりました。また、 市議会との協議も8月と12月に議員協議会を開 催させていただき、議員の皆さんからも御提言な どをいただいたところであります。それから、六 つの専門部会、審議会において原案の検討、修正 が加えられ、12月26日の第4回策定審議会で

基本構想と基本計画が固められ、1月17日に審議会から市長に答申をいただいたところであります。

以下、お手元に配付しております議案書、「新 名寄市総合計画(第1次)基本構想」により順次 概要について説明を申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目の 第1編、総論であります。まず、1、計画策定に あたってにつきましては、平成18年3月に新設 合併により名寄市が誕生したことから、新市建設 計画を踏まえまして、新たに目指す将来像と、こ れを実現するための施策の方向を明らかにする総 合計画の策定を市民参加により進めることを明示 しております。

次に、2、計画の構成と期間でございますが、 基本構想につきましては、目標年次を平成28年度とし、10年先はこういうまちでありたいという将来像を定めたものであります。基本計画につきましては、これに向かってどういったことを基本的に進めていくかというものを掲げ、中間年で後期5カ年の見直しを行うものであります。実施計画については、5年間の基本的施策を具体的に実施する事務事業を年度別に定めたものであります。

次に、2ページ、3、時代の潮流についてであります。ここでは、基本構想を策定する際に踏まえるべき社会情勢の変化といたしまして、地方分権の進展と協働のまちづくり、少子高齢化の進行と人口減少、自然環境の保全・利活用、価値観と生活様式の変化・多様化、地域産業・経済の再構築、情報化社会への対応、そして財政状況の著しい悪化の5項目を掲げております。

3ページ、4、名寄市の概況につきましては、 (1)、位置・地勢、(2)、沿革、(3)、人 口・世帯、(4)、産業別人口を記述しておりま すが、説明は省略させていただきます。

次に、6ページ、5、名寄市のまちづくりの課題でございますが、ここでは本市のこれからのま

ちづくりの目標と施策の方向を考えるに当たっての課題として、市民と行政との協働のまちづくり、健康づくりと支えあいの福祉環境づくり、安全・安心で暮らしやすい居住環境づくり、特色ある産業の創造と活力づくり、そして個性ある教育・文化・スポーツ環境づくりの5項目を掲げております。

次に、8ページをお開きください。第2編、基本構想についてであります。まず、1、基本理念でございますが、先ほど述べました時代の潮流や本市のまちづくりの課題を踏まえまして、まちづくりを進めるための基本理念として、協働、健康、生活、活力、人づくりという五つの項目に基本的な考えを取りまとめ、設定しております。

また、基本理念を踏まえまして、本市の目指すべき将来像を自然の恵みが人と地域を育み市民みんなで創る心豊かな北のまち・名寄と定めております。

次に、9ページから17ページの3、基本目標では、将来像を実現するために各分野別に五つの基本目標を設定し、その下に主要施策を掲げております。まず、市民参画・健全財政の分野で基本目標を市民と行政との協働によるまちづくりといたしまして、それを実現する主要施策として、市民主体のまちづくり、コミュニティ活動の推進、人権尊重と男女共同参画社会の形成、情報化の推進、交流活動の推進、広域行政の推進、健全な財政運営、効率的な行政運営の8分野を掲げております。

10ページになります保健・医療・福祉の分野では、基本目標を安心して健やかに暮らせるまちづくりとしまして、それを実現するための主要施策として、健康の保持増進、地域医療の充実、子育て支援の推進、地域福祉の推進、高齢者福祉の充実、障がい者福祉の推進、国民健康保険の7分野を掲げております。

次に、12ページの生活環境・都市基盤の分野 になります。基本目標が自然と環境にやさしく快 適で安全なまちづくりとしまして、これを実現するための主要施策が環境との共生、循環型社会の形成、消防、防災対策の充実、交通安全、生活安全、消費生活の安定、住宅の整備、都市環境の整備、上水道・簡易水道の整備、下水道・個別排水の整備、道路の整備、総合交通体系、雪を活かし雪に強いまちづくりの推進の14分野を掲げております。

14ページの産業振興の分野ですが、基本目標が創造力と活力にあふれたまちづくり、主要施策としまして、農業・農村の振興、林業の振興、商業の振興、工業の振興、雇用の安定、観光の振興の六つの分野を掲げております。

16ページになりますが、教育・文化・スポーツの分野では、基本目標を心豊かな人と文化を育むまちづくりとしまして、それを実現するための主要施策として、生涯学習社会の形成、幼児教育の振興、小中学校教育の充実、高等学校教育の振興、大学教育の充実、食育の推進、家庭教育の推進、生涯スポーツの振興、青少年の健全育成、地域文化の継承と創造の10の分野を掲げております。

次に、18ページの基本指標についてであります。まず、名寄市を支える人口につきましては、将来推計として総人口の減少とともに少子高齢化がさらに進むことが予想され、さきの国勢調査におきましても前回比1,700人の減少が見られました。人口は、市勢振興にとって重要な課題ではなら、現状のままの推移を追認するのではな合的なまで、定住、交流環境の整備など総合的なおって環境、定住、交流環境の整備など総合的なおって環境、定住、交流環境の整備など総合的なおりを推進し、平成28年の目標年次にであります。また、(3)、財政の見通しであります。また、(3)、財政の見通しであります。 が、答申の中でも触れられているように、財政状況が厳しい中、適切な事業選択と公債費管理を行い、後世代に過大な負の遺産にならないよう健全な財政運営を行う必要性を記述しております。

次に、19ページの5、土地利用構想では、基

本的な考え方として、本市の将来像の実現に向けて個々の土地利用計画の方針に基づき、市全体が調和のとれたまちづくりとなるよう規制、誘導を行うこととしています。

最後に、6、施策の体系でありますが、先ほど 基本目標のところで触れさせていただきましたが、 本市の将来像であります自然の恵みが人と地域を 育み市民みんなで創る心豊かな北のまち・名寄の 実現に向けまして、五つの基本目標のもとに各分 野における主要施策45の項目を体系化し、総合 的で計画的なまちづくりを展開することとしてお ります。以上が基本構想部分でございます。

お手元に参考資料といたしまして、資料1、基本計画、資料2、実施計画、資料3、中期財政計画を配付いたしておりますが、さきの議員協議会で詳しく説明をしてまいってきておりますので、省略させていただきたいと思います。

なお、総合計画の基本計画の部分でございますが、これは先ほどありました45の主要施策をそれぞれ述べたものでございまして、基本的にはそれぞれの施策項目について現状と課題を述べまして、そして施策の基本的考え方、それから施策の体系、基本事業、それから主要な計画事業を前期と後期別で記述させております。また、実施計画につきましては、平成19年度から23年度の前期5カ年で予定しております196本の個別事業を事業計画総括表としてまとめたものでございます。

以上、補足説明を終わらせていただきます。ど うかよろしく御審議くださいますようお願い申し 上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、質疑に入り ます。御発言ございませんか。

宮田久議員。

○1番(宮田 久議員) 総合開発計画の基本的なことから御質問させていただきたいと思います。 名寄市総合計画と、これの概念的なコンセプトから質問させていただきたいと思うのですけれども、

もちろん地方自治法は日本国憲法にも保障されて、 このことをやらなければならない。特に今回の総 計は、地方自治法第2条4項に基づいてやってい るわけ。ここでうたわれていることは、この計画 というのは単なる旅行か何かの計画を立てるのと 違って、きちんと議会で議決を得る。十分この中 に書いてあることが、今後仮に私たち議員も、こ ういうことはないと思いますけれども、市長もも しいなくなっても、この議決されたことは今のと ころ10年間この先この計画をやって、これが言 わせてみれば名寄市の憲法。ここで言っている第 2条第4項というのは、このことは言わせてみれ ばこれ以上ない計画、最上位計画になっていると いうことだと私は思っています。もし違っていれ ば、指導いただきたいと思います。当然ここで付 託されて、議会は途中で変わることもなくこのも のがいく。途中で臨時議会等で不都合があったら、 これは改正するという場面もあります。当然地方 自治法の96条では、これを議会議員は職として います。これを扱う事件としております。ですか ら、そういう形でこれを決めていかなければなら ない。それが今私たちの目の回りでこの基本計画 を見て非常に感じることは、地方自治法の7章の 138条の2の中でもうたわれていますけれども、 これが議会できちんと決まったことは執行者側は 間違いなくこれに通してやるのだと、これが言わ せてみれば名寄市の憲法ですよ、この計画は憲法 ですよという認識を持っておられると思いますけ れども、そこもひとつ御質問させてください。

そして、今委員会の方に大変お世話になったと。これは条例でも施行しておりますように、名寄市総合計画策定審議会の条例というので、言わせてみればここで100人の方が集まってやっていたとかということで、非常にその方は熱心にやられていた。そこで、物事は活字でしゃべらないといけないと思うのですけれども、午後から審議をする、いわゆる名寄の都市計画用途地域の変更ということで既に議員には配付されているわけです。

この中の文章の中に新総合計画の答申を受け、基本的コンセプト、基本的な考え方、それは市民と協働でいろいろやりましょうやと。

もう一つは、コンパクトなまちづくり、これがこの計画の中をずっと見させてもらって落ちているところ。私の見落としがあるかもしれませんけれども、どう考えてもまとまったような形でやろうというようなことが書いていないわけです。今新聞や何かで話題になっておりまして、市長の言葉の中にも必ずコンパクトなまちづくり。私もいろこちらの計画を見ても、そういうものは全然出てこない。そして、100人の何人かの委員にも私はインタビューをして、こういう話題が出ましたかと。ほとんどそういうコンパクトなことをやるというような話は委員の中からも出ていなかった。

私は、これは法律に基づいた計画ですから、突然コンパクトで、なぜここで市長がコンパクト、コンパクトというようなことを突然言い出すのかというと、これは北海道がガイドラインを出しています。大規模集客施設の立地に関するガイドラインの一番下のタイトルに、コンパクトなまちづくりを目指してと書いている。これは道のものです。こちらにあるものは、名寄市民がみんなで一生懸命この計画に基づいてやろうということです。

具体的に今度お話ししますと、今配付されて説明いただいたところにも、この中では企業を立地しようや、企業をうんと誘致しましょうという計画があるわけです。大型店だから、だめだとかなんとかという話は今後出てくるかもしれません。中身は、雇用の安定をする。何かきょう朝方斜め読みしたのですけれども、新聞に折り込みが入っておりまして、非常に大型のものが来ると、労働者が足らなくて困るというようなことも書いてざいました。本当に現実はそうなのでしょうか。これから大学の学生もたくさん入ってくる。まちをにぎやかにしたい。だから、ここで雇用の安定化、雇用の確保をしようというさなかのこの文章

であるならば、今後はこの計画というのは雇用を 不安定にした方いいよと書いていただければ、私 は納得できるわけ。そのほかにも消費者を守ろう、 消費者の選択肢をたくさん持とう、そういうもの をなるべくこれから消費者の選択肢を求めないで、 なるべく消費者は市長の言うこと聞きなさいとで もここに書いてあるのであれば別です。そういう ことが整理もされないうちに今回の議会に出てく るということが、本当にきょうこの議会で論議が いいのか、悪いのかということに私疑念を感じて おります。そのことについて御説明ください。

〇議長(田中之繁議員) 島市長。

〇市長(島 多慶志君) ただいま宮田議員から 総合計画の基本構想、議会で議決をいただくこの 部分については、名寄市の憲法を定めると同様の 重さがあるのではないかと、こういうお話があり ましたが、私もそのように認識をしております。 地方自治法が改正になったのが昭和45年なので すが、それ以前はやはり首長が場合によっては計 画的な行政執行をしないといいますか、そのよう な反省のもとに、議会が基本構想をしっかり枠と して固めることによって、執行者のまちづくりに 対する基本的な方針が動かないと、こういうこと でありますから、この10年間、平成19年以降 平成28年までの名寄市のまちづくりの指針とい うものは新名寄市総合計画基本構想の中で取り進 められる、このように認識をしているところでご ざいます。

この構想を受けて基本計画、実施計画があるわけでございますが、これらにつきましては従来の旧名寄市にありましても、旧風連町にありましても、計画が時の国の政策の変更等も含めて状況変化が出てくると。これについては、計画の追加であるとか、修正というものが当然加えられているわけでございまして、私どもはローリングという作業を行いながら、向こう3年間の実施計画の確定に当たっては状況をしっかりと分析をして実施計画を、さらに修正を加えるものがあれば修正を

加えると、このような取り進めをしておりまして、 新名寄市の総合計画についても同様な取り扱いを 考えていると、こういうことであります。

御指摘がありました大型小売店の進出等につき ましては、基本構想の中にはそのような文章の表 現はないかと思いますが、基本計画の中で創造力 と活力にあふれたまちづくり、産業振興、この分 野の中で商業の振興というのがございます。これ につきましては、旧名寄市にありましては平成1 0年以降中心市街地活性化ということで大変な協 議をしてきた経過があります。国は、大店法の制 度を改正をいたしまして、大型店の進出について の地元の意向を、意思を反映しないような改正を 平成10年にまちづくり3法の制定をした中で取 り組まれております。この対案として中心市街地 活性化の法律もあわせてつくって、郊外等に大型 店が出てきた国の政策に対して、既存の商店街の 皆さん方頑張りなさいと、こういうことも含めて 中心市街地活性化の法案が、それぞれの省庁が取 り組めるように施策の展開があったわけでありま すが、残念ながら全国的に中心市街地活性化法を 受けての活力ある商店街づくりというのが成功し ていない。こういう実態のもとに、私どもも全国 市長会でありますとか、あるいは町村会も含めて、 まちづくり3法を改正してほしい、こういう動き が出て、昨年の5月にまちづくり3法が改正され た、こういうことであります。

反省点は、郊外の大型店等の進出で従来営々と 築いてきたまちの顔である中心市街地が疲弊をし ていると。しかも、生活者が使いづらいような中 心街に変化をしてしまった。これを戻そうという ことであります。ですから、私は今回御審議を、 きょうの午後から協議をいただこうとしておりま す案件につきましては、昨年の5月に法律改正が あって、その改正を受けて都市計画法の運用ある いは中心市街地の活性化の取り組みにつきまして はこの商業の振興の中でも表記をさせていただい ておりますけれども、そういう新たな観点でまち づくりをしていきたい、こういうことで御理解を いただきたいと思います。

○議長(田中之繁議員) 宮田議員。

O1番(宮田 久議員) 今大きく二つお答えを いただいたのですけれども、あと細部のことはい いわということなのですが、基本構想ということ で平成18年12月につくられた名寄市総合計画 の中間報告書の資料がございます。お手元にあっ たらあけていただければいいのですけれども、今 市長が言ったのは、ある程度計画だとは言わなか ったかもしれないですけれども、計画は計画だと、 それは私の力で変えることできるのだ、そう言っ たか言わぬかはよく確認とれないですけれども、 この中の策定にあたってという文章には間違いな く書いてある。地方自治法の第2条4項の規定に 基づいた市運営における最上位計画であると書い てある。いわゆるこれが基本的なものなのだ。も ちろん市長の言われるように不都合があれば、議 会を開会して変更をしていくと。市長が勝手にこ の計画書を自分の裁量でやられるがごときの話に は法律上ならないで、必ず議決が最優先を持つも のですから、もう一度そのところを説明。それで も、いや、私はひとつこういうことでやっていく のだという考えなのか。

私は午後からの部分は午後からまた御質問させていただきますけれども、基本的にこの計画というのは、決して旅行か何かに行く計画とは違って、本当に重いものだと。市民の皆さんにこれを示すわけですから、市民の皆さんはこれを見て、ああ、税金を納めたら、こうやってくれるのだということが、早く言えばコンパクトシティーのような言葉が全然この中にない。今後都市計画法や何かを市長の考えでは変更していこうということであるならば、もちろん上位計画の中に、核には中心市街地の話がいろいろありますけれども、これから国だとか、道と今度は事務的に相談するときに、そういうのがこの計画にございませんねと、最上位計画にも入っていないでよく持ってこられまし

たねという話になっても困るわけですから、ぜひ そのこともお答えいただきたいと思います。

〇議長(田中之繁議員) 島市長。

○市長(島 多慶志君) 提案理由の中でも申し上げておりますから、認識に差はない、こういうふうに私は理解をしております。

また、まちづくりの方向については、先ほど総務部長から説明をしていただいております基本構想の13ページの都市環境の整備というところがありますが、ここの中で市街地の再開発を進め、衰退している中心市街地において居住環境や交流施設、集客施設などの整備を促進し、活気と賑わいのあるコンパクトな市街地の形成を進めます、こういう表記をさせていただいておりますので、御理解いただきたい。

○議長(田中之繁議員) 宮田議員。

○1番(宮田 久議員) 午後から説明も聞かな いで、なおかつ質問するということは、総合開発 に非常に影響が出てくるものですから、あえて前 倒しでちょっと御質問させていただきたいのです けれども、多分大規模集客施設の立地に関するガ イドラインというのがもうお手元にあっていると 思いますけれども、当然この中で大店舗が入って くるときに、特に地域に貢献活動をしますよと。 これは、道に出しなさいということで出てくるわ けです。そういう中では、大きく全部で8店か9 店あるのですけれども、その1店の中にも、例え ば大店舗がいわゆる地域貢献の貢献担当の窓口も 設定しなければならない。また、ある意味では託 児所のスペースも置くのですよ、そのお店屋に。 非常に私もいろんな店屋見ているときに、私の行 くときに車の中で炎天下赤ちゃんが泣いている姿 もよく見ます。女性の方は非常に買い物というの に、どこを見られても7割の方が、女性の方が来 て、ショッピングを非常に楽しまれている、こう いう条件もつくのです。そして、先ほどからいろ いろこちらに出ています地域の障害者の方だとか、 高齢者の人の収入や何かも推進します。ある意味

では、リサイクルについてもいろいろ環境を重んじて、そこの会社が不備ということになれば、ISOの14001を導入しますよとか、そのためにはもしここに万が一災害のときがあったら物資の供給もしますし、そういうもののいろんな支援をしますよという、こういう計画書が今度は出てくるわけです。

特にこの中で私は常日ごろ徳田の方のところに 行っているところへ行きますと、何となくまちの 人が、名寄市の人が徳田まで行くには足がないの で、何とかという話もよく聞かされますので、今 回ここのものについても、たまたま交通の関係に ついてもそういう面については支援をしたい。例 を挙げますと、会社については岩見沢で実際やっ ておりまして、バスの運行もしているということ でございます。その利用者についても非常に楽し みながら行けたり、または病院があったり、子供 を預ける場所があって、非常に職員は楽しいです。 そういう面からいきますと、非常に私は女性の方 を考えた法解釈ではないかなと。このガイドライ ンどおりもしやられるということがあっても、こ の計画を市としてやっていくということになるの か、その辺も最後にお聞かせください。

〇議長(田中之繁議員) 島市長。

○市長(島 多慶志君) ただいまの内容については、ただいま提案をしております総合計画の基本構想からは若干離れているのでないかというふうに私は思っておりますが、説明をさせていただいておりますように、都市環境の整備あるいは商業の振興、このようなことから含めて、名寄市のまちづくりをどのように向こう10年間進めるでと、このことを御審議をいただいているわけでございまして、具体的な事業の部分については私でざいまして、具体的な事業の部分については私ででいまして、書威子府、こうしたでいまるの代表者の皆さんにもお集まりをいただいて、情報交換等をしている役割というものは、現

在の相当の関係する商工会の皆さんからしますと、 有識と申しましょうか、役割を果たしているわけ でございますが、しかし今名寄市の商業、都市、 環境を考えた場合に、もう既に現在営業している 皆さん方が売り場面積を場合によってはもてあま しているという、こういう状況があるわけ。そこ におおよそ名寄市に現在展開している50%に相 当する大型店が進出してきて、消費者が最後にそれがハッピーなのかどうか、このことは午後の議 論の中でしっかりと説明させていただきたい、こ んなふうに考えています。

〇議長(田中之繁議員) 佐藤靖議員。

○2番(佐藤 靖議員) それでは、今提示されている部分について、3点にわたって端的にお伺いしたいと思いますけれども、まず一つは基本構想の基本理念の一番上にある協働という言葉、これはこれから10年間、これまでもそうでありますけれども、当然ながら名寄市の一つの形としていくのだと思いますけれども、協働の概念は一般的には複数の主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること、これが協働の概念と言われておりますけれども、その概念を達成するための原理、原則というのはどういうふうにとらえているのかというのを一つお聞かせをいただきたいと思います。

2点目は基本目標の3の8、住宅整備の中に出てくるのですけれども、最近よく言われるまちなか居住という言葉があります。名寄は旧名寄、旧風連が合併して行政範囲は非常に拡大しました。そのときに町中というのはどこを指して町中というのか、その表現の範囲というのをちょっとお教えをいただきたいと思います。

最後に、今市長もお答えの中で言っておりましたけれども、次の都市環境整備の今読まれた部分でありますが、市街地の再開発を進め、衰退している中心市街地において居住環境や交流施設、集客施設などの整備を促進し、活気と賑わいのあるコンパクトな市街地の形成を進めますという表現

をされております。これは、その後の基本計画なり実施計画を見ると、風連中心市街地のことをいっているのだなとは思うのですけれども、ここに市街地再開発を進めということだけ出てくると、今の話ではありませんけれども、大型店の問題や何かあると、今中心市街地をどうするのだという構想が当然ながらこれから出てくる。そうすると、この構想だけの、この言葉だけなら市がやるのかと、そういうふうにもとらえられかねない言葉だと思うのですけれども、その辺の認識はどういうふうにお持ちになっているか。

以上、3点についてお伺いしておきたいと思います。

〇議長(田中之繁議員) 島市長。

〇市長(島 多慶志君) 日本の自治体の発展をしてきた歴史等を見ますと、まさに住民が力を合わせて、これは公的でやった方が公平性保たれると、こういうところを公に預けるような発展をしてきているわけです。その後戦後の日本の経済が拡大をする中では、税金でいろいろな住民要望を含めた行政サービスをすべしと、こういうように流れが変わってまいりました。したがいまして、地方自治体の守備範囲というものが非常に膨らんできたわけであります。

しかし、成熟社会と申しましょうか、特に経済が低成長になってきてからは軌道修正を余儀なくされた。従来税金で賄っていた行政サービスができない。その結果、受益者負担という思想が展開をしてきているわけであります。この協働の原理、原則というのはやはり等しくサービスを受ける、そういう一面も確保しながら、利用する方、受益をする方が一定の負担をすることによって、そうしたシステムが維持できると、こういうことであります。最近新聞報道等にもありますけれども、学校給食費を払わないだとか、あるいは水道料、公営住宅の入居料を払わないだとか、いろいろな家庭の事情もあるかもしれませんが、本質的にそのことが市民の皆さんに理解をされないと、まち

づくり、行政サービスが執行できないという、そういう状況が考え方として広まってきているということであります。このことを今回の総合計画の策定を通じて策定委員の皆さんや市民の皆さんも改めて認識を持ち直していただいて、今までもやっておりますけれども、これからのまちづくりはそうした責任をお互いに持ち合いをしながら、いろんな行政サービスを維持していく、こういうことがこの協働のまちづくりという表現の原理、原則と、このように私は理解をしているところでございます。

まちなか居住の件についてのお話がありました。 旧名寄市の実態を見ましても、この50年間の間 に公営住宅等の建設については発展の期待も含め て郊外地区に建築整備を進めてまいり、おおよそ 中心部からは2キロないし3キロの範囲でありま す。名寄市におきましては、徒歩もしくは自転車 等で中心地に出入りができるという、こういう環 境での整備を進めております。大都市においては、 もっともっと公共交通の発展も含めてということ があったかもしれません。しかし、30年、40 年、建物の改築整備を進める際に出てきましたの は、市民の皆さん入居したときは青年だったと。 しかし、今は壮年になってきて、毎日の買い物に 非常に不便を感ずると。このことについての公共 交通の整備か、もしくは建てかえをするときにも っと距離感を縮めて建てるか、こういう発想であ ります。ですから、まちなか居住の定義というの は、恐らくそのまちによって考え方に差があるの でないかと、このように思っておりますが、私は 名寄市における、あるいは旧風連町における町中 というのは一定の商店や住宅が連檐している区域、 こういうことを指すのではないかと、このように 思っておりまして、明確に何千何百メーターとい うふうには考えてはおりません。一定の居住が集 約化されている、そういうものが市街地形成をし ているというふうに理解をしております。

3点目の御質問、ちょっとメモを漏らしており

ますけれども、市街地再開発の関係につきまして は、先ほども宮田議員にも申し上げましたけれど も、平成12年に1年間かけて市街地再開発の活 性化の計画づくりをいたしました。行政が担当す る部分、それからそこに住まいしている皆さんで 整備を図るもの、あるいは誘導するものも含めて あろうかと思います。こういうことが相まって、 市街地における活性化ということが達成できるの ではないかと、このように思っております。です から、私は今回郊外地区に出店規制等を面積要件 も含めて提案しようとしておりますけれども、こ うした市民の願いが町中に誘導区域等を整備をす る、あるいは理解を得てということもあり得るの ではないかと、そういう企業誘致、サービス産業 の誘致と申しましょうか、そういうことも含めて あるのではないかと、こんなふうに考えておりま す。

〇議長(田中之繁議員) 佐藤議員。

O2番(佐藤 靖議員) 市長から御答弁いただきましたけれども、協働の原理、原則というのは確かにグローバルに、そう言えば市長のおっしゃるとおりだと思いますけれども、もっと根本的には私はやっぱり情報の提供ですとか、開示ですとか、共有化ですとか、そこが根本になるというふうに思っているのですが、その考えは誤りであるかどうか、もう一度市長の方に御答弁をいただきたいと思います。

市街地再開発の表現については、ベストかベターかというものはありますけれども、いずれにしても風連の中心市街地のように民が主導する部分、官はついていく部分、ある意味ではサポートする部分、そういうことの解釈で、風連方式みたいな解釈をやっぱりよしとするのか、それとも違う手法の官の方が誘導することになっていくのか、その辺の認識はどういうふうにお持ちになるのか。

この2点について改めてお聞きしたいと。

〇議長(田中之繁議員) 島市長。

〇市長(島 多慶志君) 協働の原理、原則では

現在置かれている社会情勢についても若干触れさせていただきました。これらの理解を改めて持ち直していただくためには相当の努力が必要と、こういうことであります。したがいまして、情報の開示あるいは共有化ということでは一層の取り組みを強めていかねばならぬと、こんなふうに考えておりますから、佐藤議員の考え方と大きな差はないと、こんなふうに思っております。

また、市街地の活性化等については、やはりそこに事業を営んでいる商業者の皆さん、そこが核にならなければ、行政が、官が幾ら旗を振ったとしても、それは前に進まないというのは当然でございます。しかし、改めて市街地の活性化の協議会等の協議もこの総合計画の中で出していただいているわけでありまして、こうしたことの取り組みを深めて、そうした目的を、まちづくりを進めていきたいと、こんなふうに考えます。

〇議長(田中之繁議員) 小野寺一知議員。

○35番(小野寺一知議員) 何点かにかけてお 伺いをしたいというように思います。

まず、1点は今お話ありましたコンパクトなまちづくりであるとか、まちなか居住についての考え方なのですが、コンパクトなまちづくり、非常に言葉がきれいに聞こえるのですが、簡単に考えれば小さくまとまったまちだという、そういう考え方になるのだろうというように思うのですけれども、私は今の時代、車社会の時代にあえて小さくコンパクトにまとまる必要はないなというように思っておりまして、しかも昨年風連町と合併して面積が倍ぐらい大きくなっているわけですから、そういう面ではあえてコンパクトなまちづくりという定義にこだわる必要はないのではないかというように思いますけれども、そこら辺もう一回どのような考え方をしていらっしゃるのかお伺いをしたいというように思います。

それから、まちなか居住のお話が出ておりましたけれども、まちなか居住の関係で当然のことのようにマスタープランを見直して新しいマスター

プランをつくるのだというように思うのですが、 住宅マスタープランを立てる場合において、まち なか居住を進めるためにマスタープランを。今公 営住宅があるところにまた新しく直すということ ではなくて、町中に塩漬けになっている土地もあ るわけですから、町中に計画を立てて居住をさせ るという、そういう努力をしていかないと、幾ら そういう大型店舗を規制したとかなんとかといっ ても、町中の空洞化というのは、なかなかやっぱ り抑えることができないのでないかと。今そうい う時代です。どこのまちを視察に行っても、やは り郊外型の店舗が多くなってきている関係で、昔 の駅を中心とした、そういう町中は空洞化が進ん でいるのは、これは現実なのです。ですから、行 政としてできるのは、そういう居住計画を町中に 持ってくるような計画を立ててコンパクト化して いくという、そういう努力をやっぱり進めていか なければならないだろうというように思うのです が、これは総合計画の年次計画ですので、できる だけ見直しの段階でそういう計画に進めていって いただければありがたいなというように思うので すが、その見解についてお伺いをしたいと思いま す。

それから、まちづくりとはちょっと違うのですが、基本目標の3の総合交通体系のところで、コミューター航空が出ているのです。最近行政の要望や陳情にしても、コミューターに対する要望、陳情というのは余り目に入らないわけでして、やはり今コミューターを10年の新しい総合計画にのせていっても果たしてどうなのかなという疑問さえもあるわけでして、そういったところから今回この総合計画にのせた見解と、そして今後の計画についてお伺いをしたいというように思います。それと、もう一点なのですが、教育、文化、スポーツの関係で103ページの文化大ホールにかかわってお伺いをするのですが、名寄市の文化大ホールの計画というのは、第3次総合計画、第4

次総合計画、そしてまた今度の総合計画と、この

三つの総合計画にわたって声は上がっているのですけれども、後年度に回されて、回されて、そしてまた今回の総合計画を見ますと、後期計画になっているという、そういう非常に文化人というか、文化大ホールを熱望する市民にとっては非常に問題が大きいといいますか、寂しい限りになるわけです。

今文化大ホール基金というのは2億5,000万 円あるわけです。行政としても一時は、たしか3 回だったと思うのですが、5,000万円ずつ3期 にわたって、3年にわたって基金に積んでいった。 そして、残る基金の財源は、市民がいろんな努力 をして、個人あるいは文化団体が寄附していただ いた浄財が積み重なって2億5,000万円になっ ているわけです。やはりそれをそのまま後期に継 続させるというのは、ちょっと問題があるのでは ないだろうかというように思います。当然のこと のように15年近くたっているわけですから、も う基金を寄附した文化人も亡くなっている方もい るし、かなり高齢化している人もいるわけです。 夢を持って寄附をしたにもかかわらず、その夢が 実現しないまま亡くなったという、そういう寂し い思いもあるわけでして、そういったところから すると、文化大ホールというのは前期にのせてい って、できるだけ早い時期に実現できるような施 策、取り組みというのが必要だろうというように 思います。

最後のページの107ページになるのですが、これは計画事業一覧表というのがあるのですが、そこには文化大ホールは後期計画の主要事業にのっているのですが、前期計画にのっているのを見てみますと、私はこれ一部の市民から言われました。最近の名寄市の行政の取り組みは、合併以降風連の中心市街地と道の駅の記事ばかりだと、名寄は一体どうなっているのだという、非常に寂しいという意見が多いのです。だからというのではないのですが、文化ホールにかかわっても前期で考えているのですよというような考え方を持って

いかないと、やはり理解は得られないだろうというように思うのですが、そこら辺についてもし見解があれば、お伺いをしたいというふうに思います。

〇議長(田中之繁議員) 松尾建設水道部長。

〇建設水道部長(松尾 薫君) まちなか居住と コンパクトなまちづくりにかかわっての御質問を いただいております。まちなか居住につきまして は、お話のコンパクトなまちづくりを実践するた めの非常に大きな要素というふうに考えておりま す。コンパクトなまちづくりは、先ほど市長から もお話がございましたけれども、高齢化が進んで おります。そういう状況下の中での社会的な要請 ということもございまして、生活関連の商業施設 あるいはその他の便益施設等を集中して、表現で いきますと、歩いて暮らせるまちづくり、そのた めの生活基盤整備を行おうというのがコンパクト なまちづくりということでございます。議員御指 摘のとおり車社会におきましては、こればかりが まちづくりではないというのは御指摘のとおりだ と思います。まちの状況あるいは車社会の状況も ございますので、両方視野に入れながらの地域づ くりということになろうかと思いますけれども、 ただ大きな主眼、流れといたしましては、コンパ クトなまちづくりを進めるということがまちの管 理あるいは運営と申しましょうか、そういう部分 では非常に効率的でありますし、また利用いただ く市民の皆さんにとりましても利便性が高いとい うのが一般的なものというふうに理解をしており ます。

住宅マスタープランにかかわっての御質問でございますけれども、比較的市街地の中にあって未利用地が多い土地もございます。その有効利用も含めて、平成19年度に策定予定をしております住宅マスタープランの中で十分検討させていただきたいというふうに思っております。住宅マスタープランは幾つかの課題があるというふうに考えておりまして、一つは管理戸数をどのようにする

かと。戸数です。今風連地区・名寄地区合わせて約1,200戸ほどの管理戸数を有しております。この管理戸数が今後将来的に住宅の需給の状況も含めて妥当性があるかどうかということが1点というふうに思っております。なおさらに、管理戸数の風連地区と名寄地区とのバランスです。それがどのようなバランスが最も将来的に市民の皆さんに利用していただきやすいかということだというふうにも、その視点が二つ目にあるというふうに思っております。

さらに、御指摘のまちなか居住でございます。 これは、御指摘のとおりの市内の未利用地も含め て十分まちなか居住が実践されるように、契約の 段階でも市民の皆さんの御意見等いただきながら、 計画樹立していきたいというふうに考えておりま す。

以上でございます。

〇議長(田中之繁議員) 島市長。

○市長(島 多慶志君) 私の方からは、後段の コミューター航空の関連と、それから文化センタ 一大ホールの基本的な考え方についてお答え申し 上げます。

コミューター航空につきましては、北海道の広 大な地域に分散している都市間をどのように高速 交通ネットワークで結ぶかと、こういうことで出 てきたプロジェクトでございます。私どもも当時 の北海道計画の中では、既存空港まで1時間以上 かかる地区は新設をした空港をつなぐことで。 展あるいは道民、観光客も含めて北海道のでござい うまるいは道民、観光客も含めて近さい 通体系を練り上げると、こういうものでござい す。しかし、その後の高速交通関係の状況という のは大変変化をしておりまして、JRにおいては 札幌一名寄間につきまして、身間14分という ような特急が開通をしたり、あるいは高速道路に つきましても士別・剣淵まで北へ延びてきている という、こういう状況があって、環境が変わった と、こんな認識をしております。

しかし、依然として都市間はそういう高速交通

網が全部ネットワークされているわけではありません。そういう中では、現在が既存空港間における小型飛行機の運航ということで続いているわけでございまして、このことについてはしっかりとこれからも充実の高速交通体系のネットワークということで考えているものでありまして、この上川北部圏域の期成会の中でも、空港の新設については国の方針も新設を認めないと、こういう状況変化があるものですから、このことについてはやはり今の時期にこの整備計画というものを持つことについては難しいと、こういう判断をしながら、既存のネットワークの充実と、このように押さえているところであります。

次に、文化大ホールにつきましては、御指摘の ようにもう20年以上の長きにわたって市民が夢 を持ってということであります。平成4年に名寄 市は基金を蓄えていこうと、こういうことで年間 5,000万円ずつ。この5,000万円という基準 は、大ホールができたときに毎年の維持費が5,0 00万円、当時想定をして、かかるということで ありますから、建物をつくるまでの5,000万円 の財源を生み出すことができるかどうかと、こう いうことで取り組んだものであります。平成4年、 5年、6年と3カ年で市が1億8,000万円ぐら い多分積み上げたと思います。市民の皆さんの浄 財が6,000万円、7,000万円ということで現 在の基金の総額になっているわけでありますが、 平成7年以降の市の各種事業も含めて5,000万 円の積み上げができないという状況が出てまいり ました。このことが大きく大ホールの着工にとん ざをしているという状態でございます。

今回合併を前提にしての新市建設計画、そして 今回の総合計画の議論の中では合併効果、いわゆ る今までの両自治体が持っている各種施設等の統 合も含めて、新たな住民の皆さん方の要望にこた えた大ホールの整備を進めていきたいと、こうい うことで計画に盛り込んでいるものでございます。 幸い建設に当たりましては、特例債等の活用があ るのでないかと。しかし、建てて以降の運営経費については、これは一般財源しか財源というものはないわけでありますから、それまでの私どもの内部で取り組む合併効果による財源捻出と、このことをしっかりと押さえた中で建設整備計画を進めていきたいと、このように考えて後期計画ということであります。旧名寄市の関係者の皆さんには、そういう意味では早い時期から夢を持っていただいての寄附ですとか、あるいはいろいろな協議も含めて何回かの協議等をいただいているわけでございますが、事業としてはそのような事情で今回の後期計画に盛り込んでいるところです。

〇議長(田中之繁議員) 小野寺議員。

○35番(小野寺一知議員) ぜひマスタープランの見直しの段階では、やはりまちなか居住が実現するように。そうすることがやはり今緊急の課題だというふうに私は思いますので、それが確実に進んで、町中ににぎわいがあれば、仮にポスフールの問題があったとしても、これほど大きな行政課題にはなってこないのではないのかというように思うわけでして、それがないばかりに出店計画に対して大きな議論を生んでいるというように私も一つの疑念を持っているわけでして、そういうところからも今後の課題としてぜひ早急に取り組んでいただきますようにお願いをしておきたいというように思います。

それから、コミューターの関係は、市長今説明いただきましたけれども、一回行政としてもそういう形でもって計画を組んだわけですから、それを安易におろすわけにはいかないというようには思うのですが、現実は名寄市だけのことを考えたら、やはり高速道路と特急列車があれば、ほぼ問題ない時代に入っているのではないかというように思うものですから、一応触れさせていただきましたけれども、それも検討いただければありがたいというように思います。

それと、文化ホールの関係については、ぜひ早 い時期に具体化できるように年次計画の見直しも 含めてお願いをして終わりたいと思います。

〇議長(田中之繁議員) 斉藤晃議員。

○31番(斉藤 晃議員) 提案されました中で 基本目標の1番についてなのですけれども、市民 と行政との協働によるまちづくりと、こういう記 載がありまして、先ほど協働という文言について の質問に市長も答えられております。私は、時代 の進歩とともに、新しい憲法のもとでの地方自治 体の推進が図られてきたと、こういうふうに考え ておりまして、そういうふうな中では文字どおり 住民が主体な市なのだと、まちなのだと、こうい うふうに思うわけでありまして、それが市民と行 政との協働。何か片方に行政というがっちりした ものと市民とが対等の立場であって、それが協働 でやるのだと、こういう認識になるのですけれど も、そうではないのだと。市民が主体であって、 その市民の主体に基づいて行政というのは本来あ るわけであります。

ただ、それが今の政治のもとでは官の持っている力が強くて、特に北海道のように開拓行政が進んだところは非常に国に対しての、行政に対しての認識度が関西などの府県と違った認識があるというふうによく言われるのですけれども、それだけに私は住民の主体のまちなのだと。ですから、市民と行政の協働ではなくて、市民による協働のまちづくりと、こういうふうなのが基本ではないのかと。そういうふうな思いに行政が積極的にかかわっているというか、行政が進んでいくのだと。こういうふうなのが今の新しいまちづくりに当たっての基本ではないかと、こういうふうに考えますので、この点どういうふうに考えられるのかが一つであります。

それから、二つ目には高齢化社会ということで、既に今名寄市の高齢化率も約25%と、こういうことですから、4人に1人が65歳以上というふうになってまいりました。それだけに高齢者などでは、生きがいを求める一つとして、また社会に貢献をする一つとしてボランティアなどが強調さ

れているわけでありますけれども、同時に社会に、 地域に貢献をしていく、かかわっていく高齢者の 果たす役割といいますか、そういうふうなのをも う少し明確にしていく必要があるのではないか。 例えば農村の中で、農業の大きな柱はあるのです けれども、課題として高齢化のことを言っており ますけれども、ではその高齢化の人たちが30% 以上も今の農業を担っているわけですから、そう いう人たちを支援したり、一緒になって農業を支 えていくのだと、そして新しい若者を引き入れて いくと、こういうようなスタンスが大事ではない かというふうに考えるわけでありまして、同時に また農業ばかりでなくて、商業しかり、その他の まちの中でのさまざまな対応に高齢者の役割とい うのが発揮できると思うわけでありまして、そう いう点での記述といいますか、位置づけをもう少 し明確にする必要があるのではないかというふう に考える点が二つ目であります。

あと、三つ目には、名寄市の2土地の利活用、 今回やはり市民の皆さんにしてみれば、土地開発 公社が持っております駅前の国鉄の跡地、それか ら総合福祉センターのところにある跡地、非常に 名寄市にとっては広大な面積でありまして、この 土地を総合計画の中ではどのように位置づけをし て、どういうまちづくりにしていくのだと、こう いうふうな、市民から見ますと、一つの期待や思 いもあるわけであります。そういう点でまちなか 居住の中での一定の公営住宅の用地としては、総 合福祉センターのところをというふうなのはちら ちら出ておりますけれども、駅前などもう少しど ういうふうにしていくのか、そういう点論議がど うなっているかお知らせいただきたいと思います し、あわせましてやはりポスフールの問題であり ます。既にこれが昨年の12月にこういうふうな 出店計画が出たということが話題になっておりま して、その後これら総合計画でも審議会でも論議 があったのではなかろうかと思いまして、その点 どういうふうにこれらの論議が策定に当たって反

映されたのか、論議が進んだのか、これなども少 しお知らせいただきたいと思います。

〇議長(田中之繁議員) 今助役。

○助役(今 尚文君) 協働の関係は、先ほど来お話ししている概念で、あるいは理念の中に含まれているのでありますけれども、お話がありましたとおり協働のまちづくりと、単に行政と市民の皆さん方が協働をしてまちづくりをするということではなくて、施策の目線はやはり住民が主体だということであります。

なぜ協働のまちづくりというのがここ数年叫ばれてきているかというと、地方自治のありようが本当に地方自治なのか、地方自治法の本旨に基づいた地方自治がやられるのかどうかというところから発展をしたのだというふうに私は思っておりまして、この10年間できちんと協働の意識をつけて、次の総合計画には協働が当たりの意識をつけて、次の総合計画には協働が当たりでというふうになるということを私どもは考えております。そのぐらい斉藤議員がお話になったとおり市民が主体で、あるいは市民と場面によっては行政とが力を合わせて今後のことをやっていくということではないでしょうか。

地方自治体は、御存じのとおり3割自治と言われて、ずっと長かったわけであります。とにかく 国の出先機関と位置づけられたのが平成12年まで位置づけられていたわけでありますから、それでは本当の本旨ではない。したがって、財源なんかもすべてとは言いませんけれども、国に多くを依存しているということになってくる。あるいは、住民の皆さん方と話をすると、何かというとになってくれるということになってくるとこれは、一つの流れだというふうに思っておりまして、地方分権と一言で言われているわけでありますけれども、もっともっと今まで のありようから変えていこうと、また変えていか ざるを得ないことでありますから、その一歩とし てまず住民と行政の協働というふうに受けとめて いただければ幸いだというふうに思っております。

高齢者の役割の、まちなか居住のお話もありましたけれども、確かに高齢者福祉というふうにくくっておりますけれども、本来ならもう少し進んで、高齢者の役割を各分野において高齢者の持っている知恵や知識あるいは情熱を若い人に伝えていくような位置づけが必要ではないかと、こういう意味だったというふうに思っておりまして、その辺は各分野における施策の中でどういうふうにしていけるか。斉藤議員がおっしゃったように、高齢者のお力をかりなければ、またできないまちづくりもたくさんございますし、施策自体もありますので、具体的な施策の中で生きてくるのではないかというふうに思っておりました。

土地利用の関係では、まちなか居住等の関係が ありますが、先ほどかたい話がありましたとおり、 非常に時代の流れによって、こういうような表現 になってまいりました。かつてはドーナツ化現象 と、こういうふうに言われました。住宅を初め公 共施設なども土地を郊外に求めて、ドーナツ化現 象ということで、商店街の住宅も職場とお店と住 宅を切り離して郊外に住宅を求めるということに なってまいりまして、一番最初に廃業したのはま ちの真ん中にあったおふろ屋でございました。そ の当時からドーナツ化現象というのは続いていい かどうかということが議論になっていたことは事 実であります。しかし、時の流れと多少遠くても、 先ほどお話がありましたが、車があるから大丈夫 でないか、道路がよくなったから大丈夫でないか ということで、どんどんドーナツ化現象が進んで いったということでございます。

それで、今再びまたまちなか居住ということが 言われてまいりまして、これは経済の動きと関係 がありますし、高齢化社会と関係があるところで ありますけれども、私は住民マスタープランとい うのは公営住宅だけではなくて、住宅全体をマスタープランと、その中に占める公営住宅の位置はこのくらいというふうに決めている。したがって、民間住宅の誘導策もまた考えていかなければいけなかった。これらが住宅マスタープランであります。民間住宅が進め得ないところは、やっぱり公営住宅をする。現に大橋の新北斗団地の建てかえに当たっては、今の大橋にある戸数を全部あそこに建てかえるということはしないで、それは町中にも居住の民間住宅の誘導も含めてしていきましょうということでありますので、ぜひその際の土地利用ということで考えていきたいというふうに思っているところであります。

また、大きな土地の未利用地の整理、土地の利 用については、質問にもありました駅前の土地だ とか、あるいは旧営林署の土地だとか、市が持っ ている大きな未利用地は、特に駅前の土地につき ましてはあそこら辺の活性化を図るために重要な ポイントということであえて市が購入をした経過 がございますので、市がきちんと計画を立てなけ ればならぬ。今のところは、JRとの交通の利便 性を結ぶ交通の要衝として利用しながら、そこに 商業施設の誘致ができないかということで、これ はバスターミナル一つだけでは、どうしてもそれ はできませんので、それだけではなくて付加価値 を高める商業施設や文化施設と、こういうような 表現をしておりますけれども、いずれにしてもあ そこは駅前全体の再開発から見たら、簡単に切り 売りをするとか、手放すということにならないで、 そこの利活用をしっかり考えていこうというふう に考えておりまして、議論としましてはそういう 議論はありましたけれども、ポスフールの進出を 前提にした総合計画の議論というふうに相なって おります。

〇議長(田中之繁議員) 斉藤議員。

○31番(斉藤 晃議員) 行政との協働という 問題について私が考えるのには、やはり行政とい うのは国のもちろん3割自治という内容が長く言 われておりましたから、行政が住民にいろんなことをしてやるのだと、してやっているのだと、こういうような認識、そしてまたそこから市民は余りにも自分勝手な要求をしてくるのだ、こういうような論議もあった経過があります。しかし、そうではなくて、時代の進歩とともに、まちにいる市民が主体で、そういう市民の思い、願いを受けとめて行政が進めていくのだと、こういうふうにだんだん、だんだん変わってきつつありますし、住民自治という、その基本が私はそこにある、こういうふうに思っております。

そういう点では、行政との協働によるまちづく りではなくて、市民が主体のまちづくりなのだと いうふうに柱が明確にされる方が、何か行政とい うのは住民に対して言われたからやる、あるいは 住民からこういうのがあったからやるというので はなくて、そういうふうなスタンスが新しい時代、 新しい総合計画の中では大事でないのか。確かに まだまだ新しい地方自治法の問題では、財政の問 題からいって、特にまた国の出先の側面もありま すから、いろいろ矛盾があるだけに、しかしまち づくりというのは住民が主体なのだと、主人公な のだという、そこを明確にしていく必要があるの ではないか。確かに次の1番目には市民主体のま ちづくりというのは出ておりますけれども、スロ ーガンはやはり変えていく必要があるのではない かというふうに考えるわけであります。

あと、福祉、高齢者などなどについては答弁されたわけでありまして、ぜひそういう力をかりていくまちづくり必要だなと、こういうふうに思っております。

それで、駅前の未利用、それから今ありました ように営林署の跡地などなど、特にまちづくりを 考えていった場合に、ここをどういうふうにして いくのか。特に駅前の商店街、非常にシャッター が多いと。あるいは、空き地もあると。こういう ふうにあるだけに、どういうふうににぎわいのあ るまちづくりができるのかなと、こういう期待も ありまして、特に山田の前あたりでよそから来た人が名寄のにぎわう場所はどこなのですかと聞かれたと、こういうふうな話があって、何とかおらがまちのにぎわっているのここなのだと、こういうふうなまちづくりを求めているだけに、この駅前のまちづくりと国鉄跡地、これなどについてやっぱりもっともっと論議が必要だなというふうに思いまして、確かに都市計画のマスタープランづくりと一くくりでありますけれども、そういうふうなのでもっと目に見える手だてというのはできなかったのかということが二つ目です。

最後に、ポスフールの問題ですけれども、まだ そこまで論議はいかなかったと、こういうふうな お話でありますけれども、市民の人たちが思う商 店街の持っている弱点があるものですから、弱点 と言ったら語弊ありますけれども、そこからくる 市民の大型店に対する期待も率直にあるのは事実 であります。しかし、事名寄市のまちづくり、あ るいは道北の拠点市、名寄市としてポスフールを 受け入れることによって、どういうふうに名寄市 商店街が変化していくのか、変わっていくのか、 そういうふうな問題をもっと大胆にして、総合計 画を推進していく上でどういうネックになってい くのか、問題点が起きてくるのか、こういうふう なのも明らかにしていく必要があるのではないか と、こういうふうに考えますけれども、その点ど ういうふうに考えておられるかお知らせいただき たいと思います。

〇議長(田中之繁議員) 今助役。

○助役(今 尚文君) 1点目の市民と行政との協働によるまちづくりということで、区別というように考えているのではないかということでありますけれども、行政というのは一般的に機関というふうに受けとめられております。市政を執行していく機関というふうに受けとめられているし、またそのように解釈しているところだと思います。したがって、市民と行政というのは一体感があるのですよと。一体です。構成とまでいきませんけ

れども、全部で名寄市という自治体を構成をして おりますと、こういうふうに解釈をしていただけ ればなというふうに思っております。

その中で具体的な施策をどう進めていくかとい う段階では、斉藤議員がおっしゃるように市民が 主体、市民の生活をどうするかという目線で物事 をしていくということになるのではないかという ふうに思っていまして、この表現としましては名 寄市を構成をしている市民の皆さんと、それから 執行機関の行政とが一体となって、必ずしももた れ合いではなくて、お互いに意見を出し合って、 いいものをつくっていくという意味で理解してい ただければ幸いだなというふうに思っているとこ ろでありまして、お話になっているところと自治 の本旨をどう生かしていくかという点で、行政の 言うことがすべて、あるいは市民の言うことがす べてということでなくて、お互いにそこで話し合 いをするなり、あるいは協働の行動をするなりし て、まちづくりを進めていきましょうという点で は認識を一応しているのではないかというふうに 思っているところであります。

また、ポスフールの関係でありますけれども、総合計画の議論の中ではこの問題が浮上しているところでございませんでした。したがって、特にポスフールの問題をとらえてこの議論をしたという、だから全体の計画をつくっていこうということにはなっていないということを先ほど申し上げたところでございまして、市民の委員会の中でも確かに動きはありましたけれども、そのことをとらえての議論にはなっていなかったということで御理解いただければ幸いだというふうに思っております。

土地の利用については、特に駅前のJRの官舎 用地の跡の用地につきましては、先ほど申し上げ ましたとおり名寄市の今後の再開発といいますか、 整備については欠かせない土地だということで、 当時清算事業団がほかに売ろうとしていたのを名 寄市が買ったという経過がございますから、この 気持ちを大事にしてここの整備を進めていくと。 今までの議論の経過につきましては、先ほど言い ましたようにJRがありますから、JRとの交通 をどう結んでいくかという、バス路線の交通をど う確保していくかという議論をしてきたと。ただ、 そのときにそのことだけではまちづくりにつなが らないので、商業施設や、あるいは文化施設など もそこにどういうふうに張りつけていくかという ことが必要だという意味で、この計画の中には、 具体性はありませんけれども、交通関係でのせて いるということになっております。

非常に市民の皆さんも、あそこは一体どうなのでしょうねと言った。大学生と懇談会やったときに、名寄の駅おりて、いっぱい寂しく感じたと、やはりあそこが空き地になっている、商店街ものでもりではどうことで強く意見が出ておりました。しかし、大学生の中にも、そうであっても名寄ったとは住みやすいランキングに上がっていますねと、だからもっとほかに魅力あるのですねということで表がいう見方をしていただきましたが、必要なあることに対ればならない土地であるということです。

〇議長(田中之繁議員) 佐藤勝議員。

○17番(佐藤 勝議員) 時間も経過しておりますが、2点お聞きをいたします。

一般質問でも総合計画に関しては2度お聞きをしておりますが、なかなか納得ができない、理解ができないというところがありますので、改めてお尋ねいたしますが、基本理念の第1に書いてあります協働の部分について先ほど来いろんな形で議論されてきておりますが、私はこの総合計画の策定経過を大変重視しておりまして、そのことについていろいろ質問もさせていただいておりますが、今回先ほども報告ありましたとおり7月に庁舎内の検討チームが動き出したということで、1

月を経過して、今現在6カ月の中で策定されてき ておりました。

それで、私が問題にしたいのは、協働というものを今後10年間のまちづくりの柱に据えていながら、6カ月の中で100人の策定審議委員の皆さんに御苦労いただいてつくって、今日こういう形で具体化されているわけですが、しかしながらこの中で一番先にうたっている協働というもの自体が総合計画を策定する段階でどのように生かされてきたのかという部分が非常に理解ができないところなのであります。そういうことは、私が従来言っております協働とは何かという議論の前に、一人一人の市民がこの総合計画にどのようにかわって、どのように理解をして、今後でき上がった総合計画をまちのバイブルとしてどのように利活用していくかということが一番大事なのですが、その辺が非常に心配されるわけであります。

まず、100人の審議委員の皆さんには大変な 御苦労をおかけをしたことは理解をしております が、今後この総合計画を具体的に動かすに当たっ て、あるいはこの中にも盛り込まれておりますが、 評価あるいは進行管理で新たなシステムをつくる というふうな内容になっておりますが、今後の進 行管理の評価、それから一人一人の市民がどのよ うに具体的にこの総合計画にかかわっていくかと いう協働の具体的なあり方についてのお考えをお 示しを願います。

それから、もう一点、先ほど来議論がありました大ホールに関してなのですが、これについては市民の皆さんから、やはり今の今日的な財政状況の中ですべてを実現していくのはいろんな分野において難しい状況が日々進んでいる中で、市立大学の講堂とのあわせ持った構想はどうなのだろうというような考え方も出されておりますし、それから今後市立大学においては図書館の整備も想定されているわけですが、それにつきましても名寄の今現在ある図書館とのあり方がどのように議論されているのか、その点についてお答えを願いま

す。

〇議長(田中之繁議員) 今助役。

〇助役(今 尚文君) 総合計画の策定過程にお いて、一つには総合計画を貫いている協働の精神 が貫かれたのかという御指摘と、もう一つには今 後総合計画をもとにして市の行政をする場合に、 協働という考え方はどういうふうに市民一人一人 に伝わっていくのだろうかという、この二つだと いうことで、一つは策定過程においてであります けれども、御指摘のとおり短時間ではありました。 しかし、100人の委員の皆さんは非常に精力的 にやっていただきましたし、合併のときにつくり ました新市建設計画が下敷きになければ、非常に 短時間での策定は困難ではなかったかというふう に思っております。不十分、十分という議論はあ るかもしれませんけれども、合併のときにやはり 議論の中で合併したらこういうまちをというのを ひとつ下敷きをつくっていただきましたので、こ れがあったらばこそ今回の策定も非常にスムーズ に、しかも100人の皆様が新市建設計画をバッ クボーンにして議論いただいたというふうに思っ ております。

おっしゃるように、市民の皆様一人一人が今回の策定作業にかかわって、一人一人が全員が理解をして、納得の上でこれからのまちづくりにかかわっていくと。そのことがかかわりやすいから、かかわっていくということの御指摘あろうかと思いますけれども、残念ながら説明会などを開催をする努力をいたしましたけれども、できるだけ多い人に策定過程を理解いただいたり、意見をいたりするということの努力はしてきたつりでありますけれども、不十分な点ももしあるというように思っているところでございます。

私ども行政だけが総合計画を進めるということ

ではないというふうに思っておりまして、行政の 努力と、それから市民の皆様の声をどういうふう に聞いていくかということ、そしてまた議会の皆 さん方の御理解ということに相なっているのだと いうふうに思っております。そのためにも進行管 理をやはりきちんとしなければならないというこ とでありまして、既に総合計画の策定委員会の中 では、今後の進行管理については現在総合計画に 携わっていただいた各部会の役員の皆様に進行管 理の委員もお願いしたいと、こういうふうにお話 をして、これは年度が明けましたら正式にお願い をすることになろうと思いますけれども、この皆 さん方を中心にして進行管理をしていると。それ から、進行管理をするためには内部の評価をしな ければなりません。内部の評価だけでなくて、や っぱり外部の評価も取り入れて進行管理をしてい くということであります。

ややもすると、進行管理は何十本の事業に対して何十本手をかけました、金額に対してはこのぐらい投資しましたと、したがって進捗率は何%ですと、これが通例になっているわけでありますけれざも、もう少しそれだけではない進行管理のあり方、このシステムをつくっていきたいというふうに、これは総合計画の策定段階から申し上げてきたところでございまして、この中で協働の進め方ということで、できるだけ市民の皆様と一緒に、進行管理をいただく委員の皆さんと一緒に議論する場をつくっていきたいというふうに思っています。

次に、大ホールの関係につきまして、お話ありましたとおり市立大学の講堂と、それから図書館の構想と。図書館の構想は、大学の計画をつくったときから実はありました。市民図書館ということで、大学の図書館と一緒にならないだろうかと。しかし、今すぐできないので、今ある短大の図書館の面積を広げて図書館の面積要件を満たす、蔵書要件を満たすということを最優先しました。その後、具体的な議論はまだありませんけれども、

しかし専門的な分野だけを扱う大学図書館と市民 図書館と、性格的にどういうふうなことになるの だろうかということがこれから検討課題になりま すけれども、図書館の位置をめぐった先ほど来話 があります。今の位置がいいのか、大学の方がい いのか、あるいは公共施設というものを中心に、 もっと中心に寄った方がいいのかという、いろん な議論も出てくると思いますので、機能と位置と、 この議論が今後出てくるなというふうに思ってい ます。

講堂と大ホールの話は、これは策定段階でも出ました。庁内の議論もさせていただきました。大学の大講堂と市民大ホールと一緒に合わせるということがいいのではないかという議論が出ましたけれども、結論を得るに至りませんでした。非常にこれもまた機能をどういうふうにしていくかということも含めまして、まだそこまでは結論を得ていないということでありまして、主に庁内の議論の中に出ているということは御報告をして差し支えないなというふうに思っています。

なお、結論を得れなかった事情は、もちろん財政的な事情もありますけれども、先ほど言いました大学の講堂としての機能と市民文化ホールとしての機能とはどういうふうにリンクしていくのだろうかという点なんかも含めてまだ研究が必要ということで、結論を出せなかったということであります。

〇議長(田中之繁議員) 佐藤議員。

○17番(佐藤 勝議員) 合併して10カ月が 経過しているわけですが、最近よく聞く声に行政 が遠くなった。昨日もそういう声を私は直接聞き まして、それはもちろん私たちの説明不足あるい は接触不足もあるのでしょうけれども、一つには やはり先ほど佐藤議員の方からありましたとおり、 協働の一つには公開あるいは参加という部分があ ると思うのですが、その辺がなかなか十分に機能 していないという部分があると思います。

例えて過去を振り返れば、合併後を見ただけで

も、給食センターの統合問題についてもそうでし たし、それから今議論をしている総合計画の策定 についてもそうだったというふうに思っています し、それから午後から議論になるポスフール問題 についても議論が余りにも少ない。これから始ま る部分を含めて、市民サイドで議論をする時間あ るいは機会がなかった、与えられていなかったと いう部分も含めた結果、市民の意思がどれほどい ろんな各事項に対して反映されたのだろうという ふうな疑問があるものですから、今後総合計画が 運用されていくに当たっても、それから進行管理 をされていくに当たっても、どれほど市民一人一 人にとって具体的にこうしよう、こうだったとい う意思の反映等をどういうふうに吸い上げていく か、反映されていくかという部分が非常に私には 見えないものですから、従来繰り返しております 地域の真の協働というには、一つには地域一人一 人の考え方をそしゃくし合うという部分があって、 初めてそこから具体的な課題、問題が出てくるの だというふうに思うのですが、このあたりの作業 が総合計画の策定においても、それからこれから 動かしていく総合計画についても見えていないも のですから、何回も何回もしつこく繰り返し質問 させていただいているのですが、もちろん各地区 で説明会もなされまして、結果、参加人数は非常 に少なかったのですが、果たしてその説明会がど うだったのだろうという評価をどのようにするか も含めてですね。あれが、十分な効果が発揮でき ないのであれば別なまた仕組みを考えていかなけ ればならないというような検証もなされながら、 総合計画の今回の答申を受けての議案提出だった のかどうか、その辺も含めての御答弁を求めます。

〇議長(田中之繁議員) 今助役。

〇助役(今 尚文君) 冒頭話がありました、合併して行政が遠くなったのではないかというふうに市民の声としてありますと。これは、合併をする議論の中には必ず出てまいりまして、合併をしたら、どうも行政が遠くなりますというか、話し

づらくなるとか、声が届くのかどうかというようなことなどの議論がありました。それは、一般的な議論として、ずっと合併に対するマイナスの部分といいますか、そういう部分としてはあったところであります。名寄市、風連町の合併については、その部分をどう補うかということも含めて、合併特例区の設定や、あるいは庁舎の二分化、こういたことをやらさせていただいて、これは今後の機能をどうするかということについては、これがすべてかといいますと、万全ではないと思いますけれども、やはりこれから機能させていくないかというふうに思っているところでございます。

私どもといたしましては、やはり地域懇談会などなどやらさせていただいておりますけれども、説明会も含めて参加者の方からは非常に真摯的なといいますか、御指摘も含めて熱心な御議論いただいているということで、数は確かに多い方が、たくさん聞いていただいた方が私たちの気持ちもわかっていただけますし、それから今行政が何をやろうとしているのかもわかっていただけるというようなことだというふうに考えております。しかし、参加者の皆さん方からは非常に真摯な、しかも厳しい御指摘も含めて、いただいているなというふうに感じております。

また、年4回の議会の中では、市民の皆様から やはり出た声は議員の皆様の声として私どもの方 に反映をさせ、議論として成り立って、それをど う施策に生かすかということになってくるという ことになっておりますので、確かに合併した後の 住民と行政との間の部分をどう埋めるかというこ とについては、課題は残っておりますけれども、 体制としては一応整えたと、これから機能させて いきたいというふうに考えているところでありましたように公開と参加というのは大 原則でありますから、この原則を踏まえてこれか らも進めていきたいというふうに思っているとこ ろでございます。 なお、総合計画のこれからの進行管理につきましては、先ほどお話ありましたとおり、今までの進行管理プラスどう住民の皆さんにかかわっていただけるかという進行管理をしていきたい。そのことをもって今進んでいる状況を明らかにして、問題点なんかも御指摘いただきたいというふうに思っているところです。

〇議長(田中之繁議員) 佐藤議員。

〇17番(佐藤 勝議員) 新しい総合計画の中には地域自治あるいは住民自治というのも強くうたわれておりまして、具体的には風連地区においては行政区制度から自治会制度、それから名寄地区においても自治会を大きく束ねた自治区制度への移行が今後検討されているわけですが、私はやはりそういう新たにでき上がってくる自治制度の中で、具体的に一つの課題として総合計画の進行管理の私たち一人一人に係る部分の管理を自治会単位でも行うということも含めて提案をしておきます。

なかなか新たな組織をつくると、かつて旧風連町には総合計画に連動して地域協議会というのがありまして、そこで具体的な課題を拾い上げて、それが総合計画に反映されてきたという、かつての流れありますが、私が思いますのは、新たな組織をつくりますと、また屋上屋にもなりかねませんので、今これからつくるであろう新たな住民自治組織の中で総合計画をどのようにぶつけていって、住民側は、市民側はそれを受けとめて、どのようにローリングも含めて評価していくかという部分を組み込んでいく新しいシステムづくりをぜひ検討すべきだというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

〇議長(田中之繁議員) 今助役。

〇助役(今 尚文君) 先ほど進行管理をする委員会をつくりますと、こういうふうなお話をさせていただきました。それプラスどういうふうに住民との関係で説明をするか、説明責任を果たすかということだというふうに思っておりまして、そ

の際どういうふうなことを手だてとしまして、今 お話ありました住民の皆さんの組織というのが一 番大切だというふうに思っていますから、これか ら新たな自治会あるいは既存の町内会や行政区、 これについてはこれからもやはりきちんと報告し たり、意見をいただいたりする場にしていきたい というふうに思います。

○議長(田中之繁議員) 以上で質疑を終結いた します。

お諮りいたします。本件については、委員会付 託を省略し、直ちに採決することに御異議ござい ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異 議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。 よって、議案第5号は原案のとおり可決されま した。

〇議長(田中之繁議員) 以上で今期臨時会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもちまして、平成19年第1回名寄市議 会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉会 午後 0時25分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長田中之繁

署名議員 竹 中 憲 之

署名議員 岩木正文

第1回名寄市議会臨時会議決結果表

平成 1 9 年 2 月 2 日 1 日間 本会議時間数 2 時間 2 5 分

議案番号	議件名	議決年月日	議決要旨
平成18年第3定付託議案第5号	名寄市営プール条例の一部改正について	18.12. 1	総務文教常任委員会 付託
		19. 2. 2	原案可決
議案第1号	名寄市地域包括支援センター条例の制定につ いて	19. 2. 2	原案可決
議案第2号	名寄市在宅老人デイサービスセンター条例の 一部改正について	n	n
議案第3号	名寄市介護保険条例の一部改正について	"	n
議案第4号	名寄市母子里地区共同牧場条例の制定について	n	n
議案第5号	名寄市総合計画の基本構想を定めることにつ いて	"	n,